

20220426製局第1号  
国不建第57号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

経済産業省  
製造産業局長  
(公印省略)

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の  
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や、建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

現下の原材料費等の高騰を踏まえた対応については、かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号）」などにより、建設工事の材料費等について市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知するとともに、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について周知しているところですが、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、資材の調達や請負代金・工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

また、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨年12月27日に開催されたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議においては、斉藤国土交通大臣から民間発注者

団体等に対して、国土交通省としては特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善等にご協力をお願いしたいとの要請もなされたところです。

また、発注者と元請負人との関係のみならず、元請負人と下請負人との関係においても、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。

つきましては、貴団体におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分が適切に価格へ転嫁されるよう、アスファルト合材の調達に当たっては、相手方と十分に協議の上適正な価格を設定していただくよう周知方お願いいたします。

また、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たってはアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定していただくとともに、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用し、契約締結後においても下請企業から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施することなど、適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

特に、下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人との間の契約の適正化の重要性に鑑み、発注者との契約における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についても適切な対応を図るとともに、既に締結された契約についても同様に、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、適切な対応に努めていただくよう、周知方お願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について公共発注者及び主要民間団体あてにも周知したほか、原材料費等の高騰の状況に応じたアスファルト合材の適正な取引価格の設定についてアスファルト合材製造業界に周知しておりますので、参考までに送付致します。